



2026 年 8 月 7 日

各 位

会 社 名 ア ズ ワ ン 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長グループ C E O 井内 卓嗣
(コード番号 7 4 7 6 東証プライム)
問合せ先 取締役 C F O コーポレート本部長 西川 圭介
(TEL. 0 6 - 6 4 4 7 - 1 2 1 0)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下、「会社法」といいます。）第 459 条第 1 項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議しましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的

当社は、配当金と自己株式の取得に基づく総還元性向を中期経営計画「FY2025-27」（以下、「中期経営計画」といいます。）期間（2026 年 3 月期から 2028 年 3 月期まで）3 年間累計で 60%～75%とすること、及びそのうち配当につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益より特別損益の影響を除いた額を基準として、毎年基準額の 50%以上を配当し、かつ、年間配当金については累進配当とし、少なくとも中期経営計画期間中は増配を継続することを株主還元の方針としています。

当社は、2025 年 3 月期には、中間配当金として 1 株当たり 28 円、期末配当金として 1 株当たり 34 円、年間では 1 株当たり 62 円の配当（配当性向：54.0%）を実施しており、2026 年 3 月期には、中間配当金として 1 株当たり 31 円、期末配当金として 1 株当たり 34 円、年間では 1 株当たり 65 円の配当（配当性向：50.6%）を実施しております。

また、当社は、株価動向や財務状況などを考慮しながら、自己株式の取得・消却を必要に応じて検討しております。当社は、剰余金の配当及び自己株式の取得等、会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めており、これは、剰余金の配当及び自己株式の取得等を取締役会の権限とすることにより、機動的な配当政策及び資本政策を遂行することを目的とするものであります。

なお、過去 5 年間に於いて、当社は、市場買付け及び公開買付けの方法により、下表のとおり、自己株式を取得しています。

決議日	累計取得期間	累計取得株式数（注１）	累計取得価額の総額
2022年5月13日 取締役会	2022年5月16日～ 2022年9月2日	113,200株 (226,400株)	699,572,000円
2022年11月10日 取締役会（注２）	2022年11月11日～ 2022年12月12日	1,100,000株 (2,200,000株)	5,870,700,000円
2024年3月12日 取締役会	2024年3月13日	400,000株 (800,000株)	2,076,400,000円
2025年5月14日 取締役会	2025年5月15日～ 2025年12月17日	403,900株	999,760,500円

（注１） 当社は、2024年4月1日付で当社普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上表の括弧内の数値は、当該分割の効果を反映した数値です。

（注２） 当社は、2022年11月10日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の公開買付け（以下、「2022年公開買付け」といいます。）により、2022年11月11日から2022年12月12日までを買付期間として、1,100,000株（当該公開買付けに係る公開買付届出書の提出日である2022年11月11日時点の発行済株式総数（41,376,270株）から、2022年9月30日時点の当社が所有する自己株式数（4,088,706株）を控除した株式数（37,287,564株）に対する割合2.95%（小数点以下第三位を四捨五入））を取得しております。

上表２段目に記載のとおり、当社は、2022年9月中旬に、当社の主要株主である有限会社井内盛英堂（以下、「井内盛英堂」といいます。2022年11月11日時点の所有株式数5,183,146株（2022年11月11日時点の所有割合（注３）：13.90%）より、現金化を目的として、その所有する当社普通株式の一部である当社普通株式1,000,000株（2022年11月11日時点の所有割合：2.68%）について、売却する意向がある旨の連絡を受けたことから、当社における各種検討の結果として、2022年公開買付けを実施するに至りました（2022年公開買付けに係る当社の検討内容等につきましては、当社が2022年11月11日付で提出した「公開買付届出書」をご参照ください。）。

（注３） 「2022年11月11日時点の所有割合」とは、当社が2022年10月31日に公表した「2023年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2022年9月30日現在の当社の発行済株式総数（41,376,270株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（4,088,706株）を控除した株式数（37,287,564株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。なお、上記自己株式数には、「株式給付信託（取締役向け）」及び「株式給付型E S O P信託」が保有する当社普通株式102,455株を含めております。

そして、上記のとおり、当社は、株主還元策としての自己株式の取得を、株価動向や財務状況などを考慮しながら必要に応じて検討していたところ、2025年12月23日、井内盛英堂（本日現在の所有株式数：7,566,292株（2025年12月23日時点の所有割合（注４）：10.56%））よ

り、現金化を目的として、その所有する当社普通株式の一部について売却する意向がある旨の初期的な連絡を受けました。そして、当社は、2026年1月9日、井内盛英堂より、その所有する当社普通株式のうち、当社の発行済株式総数の約3%に相当する当社普通株式(2,260,576株程度)を売却する意向がある旨の連絡を受けました。

(注4) 「2025年12月23日時点の所有割合」とは、当社が2025年10月31日に公表した「2026年3月期 第2四半期(中間期)決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2025年9月30日現在の当社の発行済株式総数(75,352,540株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(3,701,629株)を控除した株式数(71,650,911株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下同じです。なお、上記自己株式数には、「株式給付信託(取締役向け)」及び「株式給付型ESOP信託」が保有する当社普通株式263,263株を含めております。

かかる状況の中、当社は一時的にまとまった数量の株式が市場に放出された場合における当社普通株式の流動性及び市場株価への影響並びに当社の財務状況等を総合的に考慮し、2026年1月上旬より、当社の資本効率の向上及び株主の皆様への利益還元を図る目的から、井内盛英堂が所有する当社普通株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

その結果、当社普通株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益(EPS)及び自己資本利益率(ROE)等の資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながる至りました。また、自己株式の具体的な取得方法については、当社普通株式の市場買付け及び立会外取引の方法も検討いたしましたが、①当社普通株式の流動性や市場価格に与える影響、②株主間の平等性、③取引の透明性、④市場価格から一定のディスカウントを行った価格での当社普通株式の買付けが可能であることにより、当該ディスカウントを行った価格で買付けを行った場合には、市場で取引されている価格との乖離による経済合理性の観点から、井内盛英堂以外の株主による応募は限定的となると考えられ、井内盛英堂が所有する当社普通株式の売却の確実性が高まり、また、当社資産の社外流出の抑制につながる、及び⑤井内盛英堂以外の株主にも一定の検討期間を提供した上で市場価格の動向を踏まえて応募する機会を確保すること等を考慮し、十分に検討を重ねた結果、2026年5月25日、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

また、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下、「本公開買付価格」といいます。)の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、買付けの基準となる価格の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考え、その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

これを受けて、当社は、ディスカウント率については、2022年1月1日以降に決議され、

2026 年 5 月 31 日までに公開買付期間が終了した自己株式の公開買付けの事例のうち、ディスカウント率を用いて実施された 97 件(以下、「本事例」といいます。))において、10%程度(9%超~10%)の事例が 79 件と最多であり、当社普通株式の株価のボラティリティを考慮してもディスカウント率を 10%とすることが適切であると判断いたしました。

また、本公開買付価格の算出に用いるディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場価格についても検討を行いました。当社は、本公開買付価格の算定の基礎とする当社普通株式の市場価格については、市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動し得るものであることから、直近の株価を基準とする案と一定期間の平均株価という平準化された値を基準とする案の双方について検討を行いました。その結果、いずれの案についても、算定の基礎としての客観性及び合理性が認められるものの、本公開買付けの買付け等の期間(以下、「公開買付期間」といいます。)中に市場価格が変動し本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、本公開買付価格は直近の市場株価対比でも一定のディスカウントを付した水準である必要が考えられることから、東京証券取引所プライム市場における、本公開買付けを決議する取締役会の開催日として予定している 2026 年 8 月 7 日の前営業日(2026 年 8 月 6 日)の当社普通株式の終値、同日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、いずれかを基準とすることが妥当であるとの考えに至りました。

以上の検討を踏まえ、当社は、2026 年 6 月 5 日、井内盛英堂に対し、公開買付けの手法により当社普通株式の取得を行う意向であること、及び本公開買付けについては、本公開買付けを決議する取締役会の開催日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、いずれかに対して 10%のディスカウントを行った価格とする想定であることを伝えました。

また、当社は、2026 年 7 月 9 日に、井内盛英堂に対し、本公開買付けについては、本公開買付けを決議する取締役会の開催日として予定している 2026 年 8 月 7 日の前営業日(2026 年 8 月 6 日)の当社普通株式の終値、同日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、いずれかに対して 10%のディスカウントを行った価格としたい旨を改めて打診したところ、2026 年 7 月 13 日に井内盛英堂より、本公開買付けについては、本公開買付けを決議する取締役会の開催日として予定している 2026 年 8 月 7 日の前営業日(2026 年 8 月 6 日)の当社普通株式の終値に対して 10%のディスカウントを行った価格とすることが妥当である旨の意見が示されました。当社としても、直近の株価を基準とすることは、当初より、一定期間の平均株価とともに合理的な候補の一つとして位置付けていたものであること、また、当社普通株式の市場価格の動向に鑑みれば、一定期間の平均株価を基礎とすることで排除すべき一時的な株価変動といった特殊要因は特段見当たらず、より直近の株価を用いた方が当社の直近の業績及び市場の評価が十分に株価に反映され则认为されることを踏まえ、応募予定株主からの意見を踏まえて改めて検討した結果、上記候補のうち、本公開買付けを決議する取締役会の開催日として予定している 2026 年 8 月 7 日の前営業日(2026 年 8 月 6 日)の当社普通株式の終値に対して 10%のディスカウントを行った価格とすることに合理性があると判断するに至りました。そこで、当社は、

2026年7月13日、井内盛英堂に対し、本公開買付けについては、本公開買付けを決議する取締役会の開催日として予定している2026年8月7日の前営業日（2026年8月6日）の当社普通株式の終値に対して10%のディスカウントを行った価格とすることで応諾する旨を伝えたところ、井内盛英堂より、2026年7月13日、当社が当該条件にて本公開買付けを実施する場合、本公開買付けに応募する旨、及び井内盛英堂が所有する当社普通株式（7,566,292株（注5）（所有割合（注6）：10.61%）のうち2,500,000株（所有割合：3.51%）（以下、「応募意向株式」といいます。）について、本公開買付けへ応募する意向がある旨の回答を得ました。

（注5） 井内盛英堂が2026年7月17日付で提出した変更報告書No.60によれば、同日時点において、井内盛英堂は、その所有する当社普通株式（7,566,292株）のうち、株式会社りそな銀行に2,000,000株、株式会社三菱UFJ銀行に480,000株、株式会社三井住友銀行に800,000株、株式会社みずほ銀行に2,100,000株を担保提供しており、担保が設定されていない当社普通株式は2,186,292株です。なお、当社は、井内盛英堂より、株式会社りそな銀行に対して担保提供している当社株式2,000,000株のうち、400,000株については本日付で担保権を解除したとの報告を受けております。

（注6） 「所有割合」とは、当社が2026年7月31日に公表した「2027年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2026年6月30日現在の当社の発行済株式総数（75,012,540株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（3,729,370株）を控除した株式数（71,283,170株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。以下同じです。なお、上記自己株式数には、「株式給付信託（取締役向け）」及び「株式給付型ESOP信託」が保有する当社普通株式246,203株を含めております。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、（i）会社法第459条第1項及び当社定款の規定に基づき自己株式の取得を行うこと、及び自己株式の取得の一環として本公開買付けを実施すること、（ii）東京証券取引所プライム市場における2026年8月6日の当社普通株式の終値である2,390.0円に対して10%のディスカウントを行った価格である2,151円（円未満を四捨五入。以下、本公開買付価格の計算において同じとします。）を本公開買付価格とすること、（iii）本公開買付けにおける買付予定数については、井内盛英堂以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から、本事例のうち、特定の株主が応募を予定する株数に10%程度を上乗せした株数を買付予定株数としている事例が51件と最多であることから、応募意向株式2,500,000株（所有割合：3.51%）に対して10%を上乗せした2,750,000株（所有割合：3.86%）を買付予定数とすること、（iv）買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に1単元（100株）を加算した2,750,100株（所有割合：3.86%）を上限とすることを決議いたしました。

なお、当社の代表取締役である井内卓嗣は、井内盛英堂が井内卓嗣の配偶者である井内郁江が代表取締役を務め、議決権の過半数を有する、井内一族の資産管理を行う会社であることから、本公開買付けに関して特別利害関係を有することに鑑み、利益相反を回避し取引の公正性

を高める観点から、当社と井内盛英堂との事前の協議・交渉には参加しておらず、また、本公開買付けに関する当社の取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

本公開買付けに応募された株券の数の合計が買付予定数を上回った場合には、あん分比例の方式による買付けとなり、当社は応募意向株式のうちの一部を取得することとなります。井内盛英堂からは、本公開買付けに応募した株券の数の合計が買付予定数を上回り、あん分比例の方式による買付けとなり、応募意向株式 2,500,000 株の全てが買付けされない場合、当社が取得することができなかった当社普通株式については、その処分等の方針は未定である旨の回答を得ています。

当社は井内盛英堂と本日付で、当社が本公開買付けを開始した場合には応募意向株式 (2,500,000 株 (所有割合: 3.51%)) を応募する旨の応募契約 (以下、「本応募契約」といいます。) を締結しております。本応募契約においては、井内盛英堂による応募の前提条件は存在しません。

当社は、井内盛英堂より、井内盛英堂が所有する応募意向株式以外の当社普通株式 5,066,292 株 (所有割合: 7.11%) の所有方針について、継続保有する方針である旨の回答を得ております。また、井内盛英堂は本日現在、当社の主要株主に該当しておりますが、井内盛英堂が応募意向株式について本公開買付けに応募し、かかる応募株式を当社が買い付けた場合、井内盛英堂は当社の主要株主に該当しないこととなり、主要株主の異動が生じる予定です。

本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定です。なお、当社が 2026 年 6 月 23 日付で提出した「第 65 期有価証券報告書」 (以下、「本有価証券報告書」といいます。) に記載された 2026 年 3 月 31 日現在における当社の連結ベースの手元流動性 (現金及び預金) は、20,036 百万円 (手元流動比率: 2.2 ヶ月) (注 7) となっており、自己株式の想定取得資金として約 59 億円を要することを考慮しても、当社の財務状況や配当方針に大きな影響を与えないものと判断いたしました。

(注 7) 本有価証券報告書に記載の 2026 年 3 月 31 日現在における当社の連結ベースの手元流動性を、本有価証券報告書から計算される 2026 年 3 月期の 1 ヶ月当たりの連結売上高 (通期の連結売上高を 12 で除した数) で除した値 (小数点以下第二位を四捨五入) をいいます。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、その全てを消却する予定ですが、本日時点において、具体的な消却時期は未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	2,750,100 株 (上限)	5,915,465,100 円 (上限)

(注1) 取得する株式総数の本日現在の発行済株式総数 (75,012,540 株) に対する割合は、3.67%です (小数点以下第三位を四捨五入)。なお、取得する株式総数の所有割合は、3.86%です。

(注2) 買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があるため、取締役会決議における総数は買付予定数に1単元(100株)を加算しております。

(注3) 取得することができる期間は、2026年8月10日から2026年10月31日までです。

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議日	2026年8月7日 (金曜日)
② 公開買付開始公告日	2026年8月10日 (月曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinetfsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	2026年8月10日 (月曜日)
④ 買付け等の期間	2026年8月10日 (月曜日) から 2026年9月7日 (月曜日) まで (20営業日)

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金2,151円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、買付けの基準となる価格の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考え、その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

これを受けて、当社は、ディスカウント率については、本事例において、10%程度(9%超~10%)の事例が79件と最多であり、当社普通株式の株価のボラティリティを考慮してもディスカウント率を10%とすることが適切であると判断いたしました。

また、本公開買付価格の算出に用いるディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場価格についても検討を行いました。当社は、本公開買付価格の算定の基礎とする当社普通株式の市場価格については、市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動し得るものであることから、直近の株価を基準とする案と一定期間の平均株価という平準化された値を基準とする案の双方について検討を行いました。その結果、いずれの案についても、算定の基礎としての客観性及び合理性が認められるものの、公開買付期間中に市場価格が変動し本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、本公開買付価格は直近の市場株価対比でも一定のディスカウントを付した水準である必要が考えられることから、東京証券取引所プライム市場における、本公開買付けを決議する取締役会の開催日として予定している2026年8月7日の前営業日(2026年8月6日)の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、いずれかを基準とすることが妥当であるとの考えに至りました。

以上の検討を踏まえ、当社は、2026年6月5日、井内盛英堂に対し、公開買付けの手法により当社普通株式の取得を行う意向であること、及び本公開買付けについては、本公開買付けを決議する取締役会の開催日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、いずれかに対して10%のディスカウントを行った価格とする想定であることを伝えました。

また、当社は、2026年7月9日に、井内盛英堂に対し、本公開買付けについては、本公開買付けを決議する取締役会の開催日として予定している2026年8月7日の前営業日(2026年8月6日)の当社普通株式の終値、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、いずれかに対して10%のディスカウントを行った価格としたい旨を改めて打診したところ、2026年7月13日に井内盛英堂より、本公開買付けについては、本公開買付けを決議する取締役会の開催日として予定している2026年8月7日の前営業日(2026年8月6日)の当社普通株式の終値に対して10%のディスカウントを行った価格とすることが妥当である旨の意見が示されました。当社としても、直近の株価を基準とすることは、当初より、一定期間の平均株価とともに合理的な候補の一つとして位置付けていたものであること、また、当社普通株式の市場価格の動向に鑑みれば、一定期間の平均株価を基礎とすることで排除すべき一時的な株価変動といった特殊要因は特段見当たらず、より直近の株価を用いた方が当社の直近の業績及び市場の評価がより十分に株価に反映されることが考えられることを踏まえ、応募予定株主からの意見を踏まえて改めて検討した結果、上記候補のうち、本公開買付けを決議する取締役会の開催日として予定している2026年8月7日の前営業日(2026年8月6日)の当社普通株式の終値に対して10%のディスカウントを行った価格とすることに合理性があると判断するに至りました。そこで、当社は、2026年7月13日、井

内盛英堂に対し、本公開買付けについては、本公開買付けを決議する取締役会の開催日として予定している 2026 年 8 月 7 日の前営業日（2026 年 8 月 6 日）の当社普通株式の終値に対して 10%のディスカウントを行った価格とすることで応諾する旨を伝えたところ、井内盛英堂より、同日、当社が当該条件にて本公開買付けを実施する場合、本公開買付けに応募する旨、及び応募意向株式について、本公開買付けへ応募する意向がある旨の回答を得ました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、(i) 会社法第 459 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき自己株式の取得を行うこと、及び自己株式の取得の一環として本公開買付けを実施すること、(ii) 東京証券取引所プライム市場における 2026 年 8 月 6 日の当社普通株式の終値である 2,390.0 円に対して 10%のディスカウントを行った価格である 2,151 円を本公開買付価格とすること、(iii) 本公開買付けにおける買付予定数については、井内盛英堂以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から、本事例のうち、特定の株主が応募を予定する株数に 10%程度を上乗せした株数を買付予定株数としている事例が 51 件と最多であることから、応募意向株式 2,500,000 株(所有割合:3.51%)に対して 10%を上乗せした 2,750,000 株(所有割合:3.86%)を買付予定数とすること、(iv) 買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に 1 単元(100 株)を加算した 2,750,100 株(所有割合:3.86%)を上限とすることを決議いたしました。

なお、本公開買付価格である 2,151 円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会決議の前営業日である 2026 年 8 月 6 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値 2,390.0 円に対して 10.00% (小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウントの計算において同じとします。) ディスカウントした金額、過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 2,443 円 (円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。) に対して 11.95%ディスカウントした金額、過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 2,250 円に対して 4.40%ディスカウントした金額、過去 6 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 2,243 円に対して 4.10%ディスカウントした金額となります。

② 算定の経緯

本公開買付価格の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案した上、買付けの基準となる価格の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考え、その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

これを受けて、当社は、ディスカウント率については、本事例において、10%程度(9%超～10%)の事例が 79 件と最多であり、当社普通株式の株価のボラティリティを考慮して

もディスカウント率を 10%とすることが適切であると判断いたしました。

また、本公開買付価格の算出に用いるディスカウントの基礎となる当社普通株式の市場価格についても検討を行いました。当社は、本公開買付価格の算定の基礎とする当社普通株式の市場価格については、市場価格が経済状況その他様々な条件により日々変動し得るものであることから、直近の株価を基準とする案と一定期間の平均株価という平準化された値を基準とする案の双方について検討を行いました。その結果、いずれの案についても、算定の基礎としての客観性及び合理性が認められるものの、公開買付期間中に市場価格が変動し本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、本公開買付価格は直近の市場株価対比でも一定のディスカウントを付した水準である必要が考えられることから、東京証券取引所プライム市場における、本公開買付けを決議する取締役会の開催日として予定している 2026 年 8 月 7 日の前営業日（2026 年 8 月 6 日）の当社普通株式の終値、同日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、いずれかを基準とすることが妥当であるとの考えに至りました。

以上の検討を踏まえ、当社は、2026 年 6 月 5 日、井内盛英堂に対し、公開買付けの手法により当社普通株式の取得を行う意向であること、及び本公開買付けについては、本公開買付けを決議する取締役会の開催日の前営業日の当社普通株式の終値、同日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、いずれかに対して 10%のディスカウントを行った価格とする想定であることを伝えました。

また、当社は、2026 年 7 月 9 日に、井内盛英堂に対し、本公開買付けについては、本公開買付けを決議する取締役会の開催日として予定している 2026 年 8 月 7 日の前営業日（2026 年 8 月 6 日）の当社普通株式の終値、同日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値及び同日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうち、いずれかに対して 10%のディスカウントを行った価格としたい旨を改めて打診したところ、2026 年 7 月 13 日に井内盛英堂より、本公開買付けについては、本公開買付けを決議する取締役会の開催日として予定している 2026 年 8 月 7 日の前営業日（2026 年 8 月 6 日）の当社普通株式の終値に対して 10%のディスカウントを行った価格とすることが妥当である旨の意見が示されました。当社としても、直近の株価を基準とすることは、当初より、一定期間の平均株価とともに合理的な候補の一つとして位置付けていたものであること、また、当社普通株式の市場価格の動向に鑑みれば、一定期間の平均株価を基礎とすることで排除すべき一時的な株価変動といった特殊要因は特段見当たらず、より直近の株価を用いた方が当社の直近の業績及び市場の評価がより十分に株価に反映されることが考えられることを踏まえ、応募予定株主からの意見を踏まえて改めて検討した結果、上記候補のうち、本公開買付けを決議する取締役会の開催日として予定している 2026 年 8 月 7 日の前営業日（2026 年 8 月 6 日）の当社普通株式の終値に対して 10%のディスカウントを行った価格とすることに合理性があると判断するに至りました。そこで、当社は、2026 年 7 月 13 日、井内盛英堂に対し、本公開買付けについては、本公開買付けを決議する取締役会の開催日として予定している 2026 年 8 月 7 日の前営業日（2026 年 8 月 6 日）の当社普通株式の終値

に対して 10%のディスカウントを行った価格とすることで応諾する旨を伝えたところ、井内盛英堂より、同日、当社が当該条件にて本公開買付けを実施する場合、本公開買付けに応募する旨、及び応募意向株式について、本公開買付けへ応募する意向がある旨の回答を得ました。

以上の検討及び協議を踏まえ、当社は、本日開催の取締役会において、(i) 会社法第 459 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき自己株式の取得を行うこと、及び自己株式の取得の一環として本公開買付けを実施すること、(ii) 東京証券取引所プライム市場における 2026 年 8 月 6 日の当社普通株式の終値である 2,390.0 円に対して 10%のディスカウントを行った価格である 2,151 円を本公開買付価格とすること、(iii) 本公開買付けにおける買付予定数については、井内盛英堂以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から、本事例のうち、特定の株主が応募を予定する株数に 10%程度を上乗せした株数を買付予定株数としている事例が 51 件と最多であることから、応募意向株式 2,500,000 株(所有割合:3.51%)に対して 10%を上乗せした 2,750,000 株(所有割合:3.86%)を買付予定数とすること、(iv) 買付予定数を越えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があることから、買付予定数に 1 単元(100 株)を加算した 2,750,100 株(所有割合:3.86%)を上限とすることを決議いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	2,750,000 株	一株	2,750,000 株

(注 1) 本公開買付けに応じて売付け等をした株券等(以下、「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数(2,750,000 株)を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数(2,750,000 株)を超えるとときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。)第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。)第 21 条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注 2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間(以下、「公開買付期間」といいます。)中に自己株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

金 5,946,250,000 円

(注) 買付予定数(2,750,000 株)を全て買付けた場合の買付代金に、買付手数料及びその他費用(本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の

印刷費用等の諸費用)の見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
(公開買付代理人)

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

- ② 決済の開始日

2026年10月6日(火曜日)

- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下、「応募株主等」といいます。)(外国の居住者である株主等(法人株主を含みます。以下、「外国人株主等」といいます。))の場合は常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を控除した金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(ア) 個人株主の場合

- (i) 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として20.315%(所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。))に基づく復興特別所得税(以下、「復興特別所得税」といいます。))15.315%、住民税5%)に相当する金額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。)。ただし、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。))第4条の6の2第38項に規定する大口株主等(以下、「大口株主等」といいます。))に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)に相当する金額が源泉徴収されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。))

第 37 条の 14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下、「非課税口座」といいます。）の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が大和証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が大和証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取り扱いと異なる場合があります。

（ii）応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当所得とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

（イ）法人株主の場合

みなし配当課税として、本公開買付け価格が 1 株当たりの資本金等の額を超過する部分について、その差額に対して原則として 15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の 3 分の 1 超を直接に保有する応募株主等（国内に本店又は主たる事務所を有する法人（内国法人）に限り、）が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われな

いこととなります。

また、外国人株主等のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付け代理人に対して 2026 年 9 月 7 日までに租税条約に関する届出書等をご提出ください。

（7）その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限られません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付け届出書又は関連する買付け書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）は公開買付け代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社は、2026 年 7 月 31 日付で「2027 年 3 月期 第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」を発表しております。当該発表に基づく、当社の決算短信の概要は以下のとおりです。なお、当該発表の内容につきましては、法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。詳細につきましては、当該発表の内容をご参照ください。

2027 年 3 月期 第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）の概要

（2026 年 4 月 1 日～2026 年 6 月 30 日）

（ア）損益の状況（連結）

会計期間	2027 年 3 月期 (第 1 四半期連結累計期間)
売上高	30,002 百万円
営業利益	3,980 百万円
経常利益	4,142 百万円
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,853 百万円

（イ）1 株当たりの状況（連結）

会計期間	2027 年 3 月期 (第 1 四半期連結累計期間)
1 株当たり四半期純利益	40.04 円

- ③ 当社は井内盛英堂と本日付で、当社が本公開買付けを開始した場合には応募意向株式(2,500,000 株(所有割合:3.51%))を応募する旨の本応募契約を締結しております。本応募契約においては、井内盛英堂による応募の前提条件は存在しません。

（ご参考）2026 年 6 月 30 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	71,283,170 株
自己株式数	3,729,370 株

※自己株式数については、「株式給付信託(取締役向け)」及び「株式給付型E S O P信託」
が保有する当社普通株式 246, 203 株を含めて記載しております。

以 上